平成２８年（フ）第３４号
兵庫県豊岡市江本362番地
債務者　今木　　広
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県洲本市上物部２－６－30　明和レジデンス502号、住民票上の住所兵庫県洲本市物部１丁目10番７号　第２コーポやよい103号
債務者　戸村　大志
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
佐賀県唐津市鏡1760番地１　山の脇鏡山Ⅱ－101号
債務者　藤田　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１５９号
青森市富田５丁目35番１号　シャノアール203号
債務者　山下　志津
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字馬立19番地
債務者　渡邉　秀幸
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県宍粟市山崎町宇原145番地１
債務者　岡部　重美
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県宍粟市山崎町宇原145番地１
債務者　久内妃路美
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３９号
北海道芦別市北５条西１丁目７番地の９
債務者　河野　憲一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
北海道帯広市西６条南21丁目16番地１　栄マンションＮｏ．１Ｈ号室
債務者　二瓶　篤則
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
盛岡市西仙北１丁目37番10―506号
債務者　三上　一則
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５６号
岩手県八幡平市曲田99番地
債務者　工藤　健司
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６８号
岩手県八幡平市平舘第17地割88番地
債務者　釜谷　　篤
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１６号
群馬県館林市足次町22番地の１、前住所群馬県館林市足次町131番地の４
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚4258番地３
債務者　今村　俊雄
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１９８号
愛知県一宮市浅井町西浅井955番地
債務者　岩田　峰成
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３４号
愛知県江南市布袋町東75番地　布袋セントラルハイツ３Ｄ
債務者　末次　順子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３９号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地３棟102号
債務者　津田　則子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部